

社会福祉法人六郷福祉会 平成29年度 事業計画書

1. 第二種社会福祉事業 保育所「たちばな保育園」の設置経営

保育理念や保育目標をもとに人を敬う大切さや命の尊さを知り、日々の感謝と反省を身につけ、また体を積極的に動かし丈夫な体作りを行い、健やかに成長できるよう保育します。

○ 保育理念

仏教保育を通し、良いことと悪いことの区別を知ること、子どもたちの心にお釈迦様の六つの教えを伝え育んでいきます。

○ 保育目標

- *布施…友だちと仲良く遊べる子
- *持戒…きまりをよく守り、みんなと一緒に遊べる子
- *忍辱…がまん強く しまいまでやりとげる子
- * 精進…じょうぶな体で、できることは自分でする子
- * 禪定…あわてないで、いつも心のやさしい子
- *智慧…物ごとをよく考えて、すすんでよいことをする子

○ 定員 90名

年間入園児数

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
4月	5	31	16	38	90
5月	5	31	16	38	90
6月	5	31	16	38	90
7月	5	31	16	38	90
8月	5	31	16	38	90
9月	5	31	16	38	90
10月	5	31	16	38	90
11月	5	31	16	38	90
12月	5	31	16	38	90
1月	5	31	16	38	90
2月	5	31	16	38	90
3月	5	31	16	38	90
合計	60	372	192	456	1,080

○ 保育時間

1) 保育標準時間

通常保育：平日 7時30分～18時30分

土曜日 7時30分～18時30分

延長保育：平日 7時00分～ 7時30分, 18時30分～19時00分

2) 保育短時間

通常保育：平日 8時30分～16時30分

土曜日 7時30分～16時30分

延長保育：平日 7時00分～ 8時30分, 16時30分～19時00分

土曜日 16時30分～18時30分

○延長保育料金 ※詳細別紙添付（別紙1）

1) 保育標準時間

平日 7時00分～ 7時30分：50円／1回

平日 18時30分～19時00分：50円／1回

2) 保育短時間

平日 7時00分～ 7時30分：50円／1回

平日 7時30分～ 8時30分：無料

平日 16時30分～17時30分：50円／1回

平日 17時30分～18時30分：50円／1回

平日 18時30分～19時00分：50円／1回

土曜日 16時30分～17時30分：50円／1回

土曜日 17時30分～18時30分：50円／1回

○ 対象年齢

生後6カ月～就学前

○ 職員数

理事長兼園長 1名 副園長 1名 主任保育士 1名 常勤保育士 7名

非常勤保育士 10名 調理師 1名 非常勤調理員 2名 合計23名

○ 職員会議及び職員研修

- ・毎月定例職員会議・給食会議実施 行事会議等適宜実施
- ・乳児保育士担当者研修、中堅保育士研修 他 多数研修会参加

○ 職員の健康管理

- ・健康診断、結核健康診断、腸内病原菌検査実施
- ・調理担当、主任、クラス担任は、毎月腸内病原菌検査を実施

○ 主な行事 ※詳細別紙添付（別紙2）

- 4月 入園・進級式・徒歩遠足
- 5月 花まつり・親子遠足
- 6月 礼拝・プール開き
- 7月 保育参観・七夕まつり・みたま祭り（盆踊り）
- 8月 スイカ割り・プール遊び・水泳教室
- 10月 運動会・いも煮会
- 11月 秋の遠足・七五三
- 12月 保育参観・成道会
- 2月 節分会豆まき・お遊戯会
- 3月 お別れ遠足・年長組体操教室参観

*体操教室	週1回（4・5歳児）
*避難訓練	月1回
*身体測定	月1回

○ 園児の健康管理 ※詳細別紙添付

- ・全園児健康診断一年2回・歯科検診一年2回・ぎょう虫卵検査一年2回
- ・3・4・5歳児、尿検査一年2回

2. 第二種社会福祉事業 一時預かり事業の経営

毎日保育所（園）を利用するほどではないものの、一時的にお子さんを家庭で見るのが困難となった時に保育します

- 保護者の就労形態等により、断続的に家庭保育が困難になる方
 - ・労働・・・昼間就労している場合
 - ・職業訓練・・・就労を目的として、職業訓練学校等に昼間通学している場合
 - ・就学・・・各種専修学校に昼間通学している場合
 - ・就職・・・仕事を探したり、面接に行く場合
 - ・ボランティア活動・・・福祉団体等で定期的な活動をしている場合
- 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭内保育が困難になる方
 - ・疾病・出産・・・疾病、出産等により入院または通院する場合
 - ・災害・事故・・・災害時の復旧や不慮の事故に遭遇した場合
 - ・看護・介護・・・親族の入院等により看護・介護に従事する場合
県外に嫁いだ方が出産、疾病により看護・介護に従事する場合
 - ・行事の出席・・・幼稚園、保育園、学校の行事・参観日に参加する場合
 - ・社会的理由・・・社会的にやむを得ない理由がある場合
- 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる方
- 利用対象児
市内在住の満1歳～就学前
(幼稚園児は、春・夏・冬休み期間で保護者が仕事の場合に限る)
- 保育時間
月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く
- 利用料金
3歳未満児：1時間300円 3歳以上児：1時間150円 給食費：1食250円
- 利用見込み
3歳未満児：延2,120時間/年(28人/月)
3歳以上児：延816時間/年(8人/月)
給食利用者：延340人/年